

須坂市農業委員会 令和2年1月総会 議事録

1 招集 令和2年1月31日(金) 午後3時00分

2 開会 令和2年1月31日(金) 午後3時00分

3 閉会 令和2年1月31日(金) 午後3時50分

4 場所 須坂市議会第4委員会室

5 出席した農業委員 (13人)

出席した農地利用最適化推進委員 (6人)

会長	14番	神林利彦	農業委員	6番	谷口みづ子	推進委員	15番	竹前清孝
会長職務代理	13番	田中郁男	〃	7番	斎藤 稔	〃	16番	小林郁雄
農業委員	1番	坂本正雄	〃	8番	山岸和人	〃	18番	小林英次
〃	2番	茂木 都	〃	9番	中村嘉博	〃	19番	神林秀明
〃	3番	中澤秀樹	〃	10番	宮尾哲雄	〃	20番	豊田耕一
〃	4番	小林 昇	〃	12番	平野 正	〃	21番	依田浩明
〃	5番	長野 衛						

6 欠席した農業委員 11番 春原 博

欠席した農地利用最適化推進委員 17番 市川和志

7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第32号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について(→農業委員会許可)

議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について(市街化区域を除く地域内における農地の権利変動を伴う転用許可申請→知事許可)

議案第34号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(利用権設定→市の公告)

報告第19号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(市街化区域内における農地の権利移動を伴う転用の届出→農業委員会の受理通知)

8 農業委員会事務局職員

事務局長 勝山修吉 局長補佐兼農地係長 荻原一司 農地係主査 増村穰亮

9 須坂市説明員

産業振興部農林課 農政係主査 土屋大輔

10 会議の概要

事務局長 定刻になりましたので、須坂市農業委員会1月総会を開会いたします。本日の会議につきまして、春原農業委員から欠席の連絡をいただいております。それから小林昇農業委員からは遅れる旨の連絡をいただいておりますが、農業委員総数14人中過半数の出席をいただいておりますので、本日の会議の成立をご報告いたします。

また、市川推進委員さんからは欠席の連絡がありましたので申し添えます。
なお、農林課の横田補佐が他の業務のため欠席との連絡をいただいています。
それでは、須坂市農業委員会会議規則第4条の規定により、「会長は会議の議長となり議事を整理する」となっておりますので、会長の議事進行をお願いいたします。

議長 どうもご苦労様です。雪も降らずに非常に過ごしやすい気候でありまして、農作業のほうも例年になくはかどっているのではないかと思います。そんななか1月総会にご出席をいただきまして大変ありがとうございます。

今年に入り初めての総会ですが議事がスムーズに進行できますようご協力をお願いいたします。

それではさっそくですが、1月総会に入らせていただきます。

1月提出分の3議案につきまして、慎重審議をよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

最初に、議事録署名委員の指名を行います。

須坂市農業委員会会議規則第14条の規定により、9番 中村 嘉博委員、10番 宮尾 哲雄委員をご指名申し上げます。

それでは、議案第32号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について」申請件数3件を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

5番 No.2の畑ですが、以前は譲受人の畑だったそうですが、譲渡人が高齢で耕作できないという理由で、正式に買ってほしいということで今回の申請になりました。よろしくお願いいたします。

議長 ほかにないようですので、推進委員さんで補足説明がございいますか。

ないようですので、これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございせんか。

7番 No.1の譲渡人ですが、まだ残っている農地はあるんですか。

事務局 まだあります。

議長 ほかにないようですので、推進委員さんで質疑意見はございせんか。

ないようですので、採決を行います。議案第32号の3件について、許可と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって議案第32号の3件については、許可と決定しました。

議長 次に、議案第33号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数2件を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

ないようでありますので、推進委員さんで補足説明がありましたらお願いします。

ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見はございせんか。

ないようですので、推進委員さんで質疑意見はございせんか。

ないようですので、採決を行います。議案第33号の2件について、意見可と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって議案第33号の2件については、意見可と決定しました。

議長 次に、議案第34号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請件数29件を議題といたします。

最初に、No.1の1件について審議いたします。

事務局の説明をお願いします。
 説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
 ないようでありますので、推進委員さんで補足説明がありましたらお願いします。
 ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見は
 ございませんか。

議長 ないようでしたら、推進委員さんで何かございますか。
 ないようでありますので、採決いたします。
 議案第 34 号のNo.1 の 1 件について決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。
 (賛成者挙手)
 挙手全員であります。よって議案第 34 号のNo.1 の 1 件については、決定とすることに
 決定しました。

議長 次に、第 34 号の議案No.2 からNo.3 の 2 件について、審議いたします。
 この案件につきましては、須坂市農業委員会会議規則第 11 条の規定により、議席番号
 8 番 山岸和人委員には発言及び採決への参与を控えていただきますようお願いいたします。
 それでは、事務局の説明をお願いします。

説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
 ないようですので、推進委員さんで補足説明がございましたらお願いいたします。
 ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見は
 ございませんか。

7 番 2 件とも利用券設定委の期間が 1 年ですが、作物がぶどうで期間が短いと思いますが
 何か理由があるのですか。

説明員 もともと 7 年間借りていて引き続きということで 1 年ということがひとつと、農協に
 お聞きしたところ、もともと 8 年で賃借する予定だったということなのですが、当初契
 約のときに農協の内部事情で 7 年になったということで今回 1 年という設定になったと
 聞いています。また、農協が間に入る賃借の制度である円滑化事業が新たな賃借が 4 月
 以降なくなり、全部中間管理事業に統一されることになりますので、4 月までは農協に
 お世話になって、それ以降は中間管理機構へスライドしていくことになります。

議長 ほかにないようでしたら、推進委員さんで何かございますか。

16 番 今回の関係ですが、農協合併前は須高農協は円滑化団体になっていて、ながの農協に合
 併後は、ながの農協が円滑化団体になっているということによろしいんですか。

説明員 合併した次の月に円滑化団体に認めるという形で須坂市の規約も変えて、ながの農協
 が円滑化団体として活動しているという状況です。

3 番 農協は昨年度から円滑化事業をやらない方針だと 3 者契約で決めたと思うんですが。

説明員 確認します。

議長 ほかにないようでありますので、採決いたします。
 議案第 34 号のNo.2 からNo.3 の 2 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手
 願います。
 (賛成者挙手)
 挙手多数であります。よって議案第 34 号のNo.2 からNo.3 の 2 件については、決定とす
 ることに決定しました。

議長 次に、議案第 34 号のNo.4 の 1 件について、審議いたします。
 この案件については、私に関する事項であり、須坂市農業委員会会議規則第 11 条の規
 定により議事に参与できませんので、ここで議長を田中郁男会長職務代理に交代し、審
 議を進めていただきます。

議長 (田中郁男会長職務代理) 議長を交代しました。
 それでは、No.4 について審議いたします。この案件につきましては、須坂市農業委員
 会会議規則第 11 条の規定により、神林利彦委員の退席をお願いします。なお、議決後
 は着席を認めます。

ないようでありますので、推進委員さんでありましたらお願いします。

ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。農業委員さんで質疑意見はございませんか。

ないようでありますので、推進委員さんでありましたらお願いします。

16 番
説明員

No.29 の譲受人の経営内容を教えてください。

樹園地の自作地が 1,193 ㎡で、それに今回の案件の農地を購入したいということです。農機具は耕運機とのことでした。娘と孫が手伝いに来てくれるとのこと。現在所有の農地ではリンゴとモモを栽培しているとのこと。今回議案の農地は、平成 18 年から 3 年契約で更新を続けてきた農地で、ずっと譲渡人の先代に譲ってほしいと話をしていたそうで今回代替わりをして売買の話がまとまったと聞いております。

16 番
説明員

この場合は、下限面積は問題ないということですか。

自作地で 1,193 ㎡耕作していることや今回の議案の農地を平成 18 年から長く耕作されていて、昔の基準ですと 3 年耕作すれば見極めができただろうということで処理していましたので問題ないと思います。

議長

ほかにないようでありますので、採決をいたします。

議案第 34 号の No.28 から No.29 までの 2 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって議案第 34 号の No.28 から No.29 までの 2 件については、決定とすることに決定しました。

議長

以上で審議案件は終了いたしました。

次に、報告に移ります。

報告第 19 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」報告件数 2 件について、事務局の説明を願います。

事務局

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長

質疑意見はございませんか。

議長

ないようでありますので、以上で報告を終わります。

これをもって、1 月総会を閉会といたします。

ご苦労様でした。